

郡山市空家除却費補助金交付要綱

平成30年 8 月 10 日 制定

令和 5 年 6 月 28 日 一部改正

[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、居住環境の整備改善を図るため、不良度の高い空家の除却を行う者に対し補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家)

第 2 条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。

- (1) 市内に存する 1 年以上使用されていない空家であること。ただし、空家が共同住宅の場合は、全戸が 1 年以上使用されていないものであること。
- (2) 空家の床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されていたものであること。
- (3) 同一敷地内において、居住の実態がないこと。
- (4) 主たる構造が木造又は鉄骨造であること。
- (5) 空家の不良度の測定基準（別表）による評点の合計が 100 点以上であること。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものでないこと。
- (6) 個人が所有する空家であること。
- (7) 空家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該空家の除却についての同意を得られていること。
- (8) 抵当権等が設定されていない空家であること。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の除却について同意している場合は、この限りでない。
- (9) 同一敷地内において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の市税の滞納がない個人のうち、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家を所有し、登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は固定資産の登録証明書の納税義務者）
- (2) 前号に規定する者の相続人

(補助対象工事に係る事業者等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第 100 号）別表第一の下欄に掲げる業種のうち土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの許可を受け、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104 号）第21条に規定する解体工事業の登録を受けた事業者が補助対象者から請け負う工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 他の補助金の交付を受けようとする工事

- (2) 空家の一部を除却する工事
- (3) 空家の建替えを目的とした工事
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる除却に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、登記事項証明書又は固定資産の登録証明書に記載された床面積1平方メートルにつき木造住宅で31,000円、非木造住宅で44,000円を限度とする。

- (1) 空家の解体に要する工事費
- (2) 空家の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、空家の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、家財道具、車両、門、塀、立木等の除却に要する費用を除いた空家の解体に要する諸経費
(補助金の額等)

第6条 補助金は第2条第5号に規定する評点の合計が高い空家を優先して予算の範囲内で交付するものとし、その額は前条に定める補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に、郡山市空家除却費補助金事前調査申込書（第1号様式）に、位置図及び外観写真を添付し、当該空家が補助対象空家に該当するか否かの調査を市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは調査を行い、その調査の結果を郡山市空家除却費補助金事前調査結果通知書（第2号様式）により前項に規定する申込者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条第1項に規定する申込者（以下この条において「申込者」という。）は、当該空家が補助対象空家に該当したときは、同条第2項の通知があった日から30日以内に規則第4条の規定により補助金の交付の申請をするものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第3号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第4号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 空家の使用状況報告書（第5号様式）
- (2) 誓約書（第6号様式）
- (3) 登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産の登録証明書）
- (4) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (5) 第3条第2号に該当する場合は相続人であることを証明できる書類（所有者及び相続人の戸籍謄本又は除籍謄本等）
- (6) 空家が複数人の共有である場合は他の共有者全員、相続人の代表者が申請する場合は他の相続人全員、空家に抵当権等が設定されている場合はその権利に係る者の同意書（第7号様式）

2 申込者は、前項の規定による期間を、正当な理由がなく経過したときは、補助金の交付の申請を行うことができない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
 - (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
- (交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助対象工事が完了した後の敷地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (3) 補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は補助対象工事の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書(第8号様式)とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書等の写し
- (2) 補助対象工事に係る工事写真(着手前、工事中及び工事完了後)
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合には、当該通知を省略することができる。

(委任)

第13条 この要綱及び次に掲げる要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)
- (2) 住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日国住整第38-2号)
- (3) 小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号)

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

別表（第2条関係）

空家の不良度の測定基準（外観目視による判定項目）

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点			
1	構造一般の 程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(3) 基礎、土 台、柱又は はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		(4) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15				
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25				
		(5) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	(6) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
				(7) 屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10			

備考 一つの評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。